

## 人工物の美的経験における倫理性

—マルティン・ゼールの「美的承認」概念をめぐる

松山聖央(北海道立近代美術館)

マルティン・ゼールは、初期の代表的著作『自然美学』(1991年)とそれに続くいくつかの著作において、美学を倫理学の一部分として、より厳密に言えば、倫理学の根幹を成すものとして構想してきた。『自然美学』では、自然の美的知覚の三つの形式(観照的・照応的・想像的)の分析をつうじて、自然の美的経験の倫理性が明らかにされる。あらゆる人間の意味を度外視して、無関心な態度で一時的な現象としての自然と出会う観照的知覚や、芸術作品を契機として、即興的・想像的な自然を見出す想像的知覚においては、人間の実存的関心に束縛されない自由な自然が立ち現れる。他方、ある土地の気候や風景が快適な生活やよい気分をもたらしてくれるような場合として想定される照応的知覚は、多分に実存的で、人間の意味や価値づけに覆われている。しかしこの知覚は、主体が道具的関心に駆られて自然を自らの生活に役立つものとして利用しようとする態度とはまったく異なり、その主体にとって望ましい生の可能性を、自然のうちに実存的に直観することとして理解される。したがって、これら三形式をとる自然の美的知覚においては、自然が人間の意図に回収されずにそれ自体として自由に存在することが「承認」され、主体もまた、(狭い意味での)実存的関心のみに切り詰められない自然との自由な関係を結ぶという美的経験が可能になる。ゼールによれば、自然とこのような関係にあることは、「善き生」のひとつの卓越した実践形態であり、それゆえ自然美学は、「善き生」のための倫理学に接続することになるのである。

ただ、ゼールは、三つの知覚形式について、論理的にはその対象は「自然でなくてもよい」としながらも、実際には、根源的に人間によって生み出されたものではなく、人間の制御や支配が完全には及ぶことのない自然の方がふさわしいとして、美的知覚における、人工物に対する自然の優位を説く。本発表では、ゼールの「美的承認」という概念を、『自然美学』、『幸福の形式についての試論』(1995年)、『倫理学的美学研究』(1996年)および近年の論文「能動的受動性：自由の美学的変種」(2014年)を中心に読み解きつつ、ゼールの議論では自然の付随的な位置にとどまった人工物にむしろ焦点を当て、その美的経験の様相とそれが孕む倫理性がいかなるものであるかを明らかにする。

本考察において、美的経験の対象としてのふさわしさは、必ずしも人為性の程度に依存するわけではないこと、人工物の「美的承認」はある程度までゼールが自然を対象として展開した議論と相似的に理解することができるが、その倫理性は自然の場合のそれとはいくぶん異なることを示したい。「善き生」のための倫理学としての美学を考えると、自然だけでなく、人工物の美的経験こそが主題化されなければならないという問題意識に基づいて、以上の考察が行われる。